

別紙

諮問第1055号

答 申

1 審査会の結論

『NPO法人〇〇の不正行為に対する措置請求書』に係わる立入調査・検査報告書及び添付資料の全てについて、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日生活文化局地域活動推進課長宛に提出した『NPO法人〇〇の不正行為に対する措置請求書』（以下「当該請求書」という。）に係わる立入調査・検査報告書及び添付資料の全て（添付）平成〇年〇月〇日管理法人課長宛『要請書』の開示請求に対し、東京都知事が平成28年9月9日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

(ア) 特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）〇〇が補助金の不正受給を行った蓋然性は高く、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）等に違反している。都民の福祉や財産を侵害するもので容認できない。

(イ) 条例7条3号ただし書ロ及び9条に該当するものであり、開示するべきである。

(ウ) 東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）14条、15条に該当するものであり、開示すべきである。

(エ) 審査請求人に対する所轄庁からの説明は具体性に欠けており、理解できないので開示を求める。

イ 意見書

(ア) 理由説明書はNPO法41条などの条文の羅列にとどまり、当該請求書との関係について具体的な説明をしていない。所轄庁はこれまで、当該請求書を「NPO法において処理することが困難である」と回答してきているが、今回の理由説明書と整合しない。

(イ) 当該請求書が必要十分な証拠により、補助金受給に関わる不正行為を合理的に指摘していることについて具体的反論が無い。NPO法人の重大な不正行為が発覚しても同法人の存続、社会的信用を優先させて非開示にして、都民には全く情報提供が無いまま、税金の無駄使いが隠蔽されている。今後も類似した事案が起きる可能性を否定できない。

(ウ) 過去、所轄庁は請求者に対する説明責任を果たしていないので、改めて当該請求書の検証とその結果を開示するよう要請する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による実施機関の説明を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求書に記載されている「立入調査及び検査報告書」については、NPO法41条における「報告及び検査」を指すものと解されるが、同条1項では、「所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法

人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」と規定している。

本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることは、本件非開示決定通知書の公文書の件名に記載された事実の発生の有無を明らかにすることとなり、当該法人について法令違反等の行為を行ったかのような印象を一般都民に与え、寄付金や事業への協力が得られなくなるなど、当該法人の信用の低下を招き、事業運営上の地位が損なわれることから、当該情報は、条例7条3号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条3号に該当する非開示情報を開示することとなるから、条例10条に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否したものである。

また、本件開示請求書には特定の法人の名称及び当該法人が不正行為を行ったとされる情報が提供されたとする日付が記載されており、仮に特定の法人の不正行為に対する措置請求書の提出があったという事実が存する場合、本件開示請求に係る文書の存否を明らかにすることによって当該請求書を提出した個人が特定される可能性がある。よって、本件開示請求に係る文書の存否を答えることは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから条例7条2号にも該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 1月12日	諮問
平成29年 9月25日	新規概要説明（第182回第二部会）
平成29年10月19日	実施機関より理由説明書收受

平成29年10月30日	実施機関から説明聴取（第183回第二部会）
平成29年11月15日	審査請求人から意見書收受
平成29年11月20日	審議（第184回第二部会）
平成29年12月18日	審議（第185回第二部会）
平成30年 1月12日	実施機関より補充理由説明書收受
平成30年 1月29日	審議（第186回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 実施機関におけるNPO法に基づく制度運用について

NPO法1条は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促し、もって公益の増進に寄与することを目的として定めている。

実施機関では、適正な法人運営を確保し、特定非営利活動の健全な発展を促進するため、「東京都における『NPO法の運用方針』（平成17年5月1日生活文化局都民生活部）を策定し、法の運用に当たり行政が関与する部分を明確化している。

これによれば、NPO法人に関し、市民から法人の活動実態等を懸念する内容の情報提供があったときは、実施機関は情報提供の件数や内容の合理性、情報提供者の属性及び客観的証拠の有無を総合的に判断した結果、必要と認められる場合に、所轄庁として、当該法人に対し、法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請し、その旨を都のホームページ上で公表することとしている。

また、提出すべき各種書類が提出されなかった場合や、報告内容が活動実態と異なる疑いが明らかである場合等においては、NPO法に基づく報告徴収、立入検査

等を行い、所轄庁として適切に対応するとしている。

イ 本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)は、「平成〇年〇月〇日生活文化局地域活動推進課長宛に提出した『NPO法人〇〇の不正行為に対する措置請求書』に係わる立入調査・検査報告書及び添付資料の全て(添付)平成〇年〇月〇日管理法人課長宛『要請書』(以下「本件請求文書」という。)を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づきその存否を明らかにせず非開示請求を拒否する決定(以下「本件決定」という。)を行った。

また、補充理由説明書において、本件請求文書の存否を答えるだけで通報を行った個人が特定される可能性があることから、条例7条2号にも該当するとして、非開示理由を追加している。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報(第8条及び第9条に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業

を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

エ 本件請求文書の存否応答拒否に係る検討について

(ア) 本件請求文書の存否に係る条例7条2号該当性について

NPO法人〇〇（以下「当該法人」という。）は、事務所が所在する地方自治体とその周辺の地域をサービス提供地域とし、入会及び登録した会員に対し、福祉事業等を行っている。

本件開示請求は、その請求内容において特定のNPO法人を名指しして、その不正行為に係る措置請求（以下「本件通報」という。）及び本件通報がされたとする日付を特定して行われたものである。

審査会が本件開示請求の内容を確認したところ、当該法人の事業の性質、事業規模等を考慮すると、実施機関宛てに本件通報がなされていたという事実が存する場合、当該法人の名称及び通報がされたとする日付から、本件通報を行った個人が特定されるおそれが強いといえる。よって、本件請求文書の存否に係る情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例7条2号本文に該当する。さらに、その内容及び性質が

ら同号ただし書イ、ロ及びハにも該当しない。

(イ) 本件請求文書の存否に係る条例7条3号該当性について

本件開示請求は、その請求内容から、本件請求文書の存否を明らかにすることにより当該法人に係る通報の有無を明らかにするものであると認められる。

本件決定に関し、審査請求人は、当該法人の重大な不正が発覚しても同法人の存続、社会的信用が優先され、都民には情報提供のないまま、税金の無駄遣いが隠蔽されている、と主張する。

これに対し、実施機関は次のとおり説明する。

実施機関には、NPO法人の事業や運営に関して、多くの情報が通報として市民から寄せられており、実施機関は、その内容の合理性等を総合的に判断し、調査や報告徴収を行うことで法人の適切な運営を促している。また、通報内容は多岐にわたり、断片的な事実や内容に基づくものもあり、その真偽が不確かな情報である場合も想定されるこれらの情報の有無を明らかにすると、市民からの通報の対象となった法人について、法令違反等の行為を行ったかのような印象を一般都民に与え、法人の運営に不可欠である事業への協力や寄付金を得られなくなるなど、通報の対象となった法人の信用の低下を招き、事業運営上の地位が損なわれると説明する。

審査会が検討したところ、法人の事業等について市民から寄せられる情報は、その提供を受けた時点においては、実施機関がその全ての真偽を確認しているものではなく、本件通報の有無を明らかにすることにより、当該法人が法令違反等の何らかの非違行為を行ったかのような疑いを生じさせることとなる可能性を否定できず、当該法人の社会的な評価の低下を招き、事業運営上の地位が損なわれると認められることから、本件請求文書の存否に係る情報は、条例7条3号本文に該当する。

次に、審査請求人は、当該法人が補助金の不正受給を行った蓋然性は高く、法違反をしているため、本件請求文書は同号ただし書ロに該当する情報であり、開示すべきであると主張するため、以下、この点について検討する。

仮にNPO法人の事業活動に関する通報が存在し、その通報が法人の違法若しくは不当な事業活動により人の生活に支障が生ずるおそれがあるような情報

である場合、NPO法に基づく報告徴収や調査が実施され、その結果について公表されるなどの対応が取られる仕組みとなっている。よって、特定の法人への通報の有無を明らかにすることは、人の生活を保護するために公にすることが必要である情報とまではいえないことから、条例7条3号ただし書ロに該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書イ及びハにも該当しない。

以上のことから、本件請求文書の存否を明らかにすることは、条例7条2号あるいは3号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるので、条例10条の規定に基づき開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二